

第3回安芸高田市上下水道料金審議会 議事録

日時：平成30年1月25日（木）14：25～16：40

場所：向原生涯学習センターみらい

1. 開会

2. 建設部長あいさつ

—建設部長あいさつ—

3. 議事

① 第2回審議会のおさらい・補足

【要旨】

事務局より第2回審議会のおさらいと補足について説明した。補足として水道を用途別・口径別、下水道を世帯人数別・水量区分別に使用水量の現状を示した。

— 意見等 —

意見なし。

② 水道料金の現在の料金体系と課題・今後の水道料金

【要旨】

事務局より現在の水道料金体系の課題について、現在は用途別料金体系であるが一般用と業務用の区分が明確ではなく、業務用の料金水準が高くなっていることを説明した。3ケースの料金体系で検討した結果から、事務局の推奨案は用途別料金体系を廃止とし、超過料金の改定率を抑えた料金体系（ケース3）であることを示した。

— 意見等 —

委員 ●超過水量区分はどのように設定しているのか。1m³あたりの超過料金が超過水量500m³までは逡増制だが、501m³を超えると安くなるのはなぜなのか。

事務局 ■超過水量区分は現在の料金体系を流用している。501m³を超えると超過水量が安くなるのは、大口需要者への負担を考慮しているためである。

委員 ●ケース3において、家庭用（13mm）で50m³/月使用した場合の水道料金は具体的にいくらになるのか。

事務局 ■現在は8,690円だが、ケース3では10,180円となり1,490円の値上げとなる。

委員 ●使用水量の少ない独居世帯への負担は考慮しているのか。基本水量8m³はどのように設定しているのか。

事務局 ■1人あたり1日に使用する平均生活用水量は調査から250L程度と示されており、1ヶ月に換算すると7.5m³使用することを想定している。そのため、基本水量として

— 意見等 —

8m³が妥当と考える。P14、P15 記載の使用水量の状況を参考に負担割合を検討している。

委員 ●料金滞納者が多いのはどんな世帯なのか。

事務局 ■複数名家庭の占める割合が多い。

委員 ●資料記載の料金に消費税が加わるということか。

事務局 ■ご指摘のとおりである。

委員 ●基本水量を 8m³から引き上げることはできないのか。基本水量を引き上げて基本料金を多く徴収すれば超過料金を安く抑えることができるのではないか。

事務局 ■先ほども説明したように基本水量は 8m³で妥当と考えている。これまでも同様の考えで基本水量 8m³を設定しており、今後も超過料金で差を付けたいと考える。

委員 ●農家では生活のためだけでなくトラクターの洗浄等にも水道を使用しており、使用水量が多くなる現状がある。超過料金での負担だけではなく、基本の料金収入の底上げを考え基本水量・基本料金を上げてはどうだろうか。やはり企業会計の考えとして、固定収入を増加させ基準外繰入金を解消することを目標と考えるべきではないか。

事務局 ■企業会計の考えとして基準外繰入金を解消することを目標にすべきだが、そのためには料金を 2 倍にしなければならず市民の方にご理解頂くのは難しいと思われる。前回の審議会では、ある程度一般会計繰入金があってもよいという意見もあった。そのため、今回の審議会で基準外繰入金を解消することを目標とするのは難しいと考える。

会長 ■他の市でも 1 人あたり 1 月に使用する平均生活用水量は 8m³/月程度が最も多いため、基本水量として 8m³/月と設定するのは一般的だと思われる。基本の料金収入の底上げの重要性についてはご指摘のとおりである。今回は料金改定率が 20%と決まった中、基本料金を 25%アップし超過料金を抑えた料金体系となっていることをご理解頂きたい。

委員 ●基本料金の基準は口径 20mm として検討しているため、口径 13 mm と 20 mm の水道料金を同じにしてはどうか。

事務局 ■口径 13 mm と 20 mm では利便性が異なることを考慮しているため、メーター使用料分の差を付けたいと考える。

会長 ●現状の料金体系の課題を踏まえた上で、事務局より課題を解消する料金体系を説明頂いた。水道の新しい料金体系をケース 3 として宜しいか。

委員一同 ■同意する。

③ 下水道料金の現在の料金体系と課題・今後の下水道料金

【要旨】

事務局より現在の下水道料金体系の課題について、現在の従量制の料金体系における基本水量が水道の基本水量と異なっており整合が図られていないこと、また人数制 1人世帯の認定水量と異なり不公平感が生じていることを説明した。2ケースの料金体系で検討した結果から、事務局の推奨案は基本水量を水道と統一とし、また人数制 1人世帯の認定水量と整合を図り 8m³/月とし、基本使用料の改定率を抑えた料金体系（ケース 2）であることを示した。

— 意見等 —

委員 ●従量制と人数制の使用状況の割合はどうなっているのか。前回の審議会において決定した改定率 20%に比べて、一般世帯で想定される改定率が大きくなるのではないのか。例えばケース 2において、10m³/月使用した場合 35.3%の値上がりとなっている。

事務局 ■年間調定件数について、従量制は 32,020 件(P16)、人数制は 19,833 件(P18)となっている。基本水量を 8m³へ変更したことで、9m³～10m³が超過料金の対象となることが要因である。

委員 ●各町別の施設整備状況を教えて欲しい。

事務局 ■公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラントの集合処理の整備は完了している。現在は市設置型浄化槽を整備中である。各町の整備率は吉田町 76.4%、八千代町 58.3%、美土里町 66.9%、高宮町 77.9%、甲田町 83.5%、向原町 100%、市全体で 77.7%となっている。

会長 ●現状の料金体系の課題を踏まえた上で、事務局より課題を解消する料金体系を説明頂いた。下水道の新しい料金体系をケース 2として宜しいか。

委員一同 ■同意する。

④ その他

— 意見等 —

意見なし。

4. 連絡事項

次回の審議会の日程について

日時：3月22日（木）15：30～ の予定

場所：向原生涯学習センターみらい

5. 閉会

—副会長あいさつ—

—配布資料—

① 第3回 安芸高田市上下水道料金審議会 次第

② 安芸高田市上下水道料金審議会資料（第3回）